

こ さい 古布

を資源ごみとして
出すことができます！

古布を回収
しています



粗大ごみ（可燃）の日に集積所へ出してください。



皆さんは不要になった衣類を、どのように処分していますか？ ほとんどの方が、“燃やすごみ”として廃棄しているのではないのでしょうか。衣替えの時期などには、市指定ごみ袋を何枚も使ってしまご家庭も多いと思います。

市では、平成27年4月から、「粗大ごみ（可燃）」の日に古布の分別回収をしています。古布を「再利用」または「リサイクル」することで“市のごみ減量”と“家庭のごみ袋代節約”につながる一石二鳥の取り組みです。ぜひご協力ください。

【出せるもの】

一般的な衣類のみ



※日常で着用する一般的な衣類であれば、原則すべて出すことができます。（一部例外あり）

※次のような衣類も出せます。

綿入り（ダウンジャケット等）、毛糸使用（セーター等）、革製（ジャケット等）
ナイロン製（ウインドブレーカー等）



【出せないもの】

これらは古布のビニール袋へ混入させず、“燃やすごみ”または“粗大ごみ（可燃）”として処分してください。

“濡れている” または “汚れている（洗濯していない）” 古布

※集積所へ出した後に“雨天等で濡れた”または“収集中に汚れた”古布を含みますので、出す際には必ずビニール袋（透明または半透明）へ入れ、袋の口をしばってください。

禁忌品（古布として出すことのできない布製品）

- ①布団・枕
- ②シーツ・布団カバー
- ③座布団
- ④ぬいぐるみ
- ⑤カーテン
- ⑥下着類
- ⑦レース製品（服やカーテン）
- ⑧くつした・ストッキング
- ⑨くつ
- ⑩バッグ
- ⑪和服（着物・帯）
- ⑫水着
- ⑬小物類全般（タオル・ハンカチ・手袋・帽子・マフラー等）



●PTA、子ども会、自治会等の市民団体が実施する“資源ごみ回収活動（いわゆる廃品回収）”でも、古布回収を実施している団体があります。そちらへもぜひご協力ください。

※実施団体により、集める古布の種類や出し方が異なる場合がありますのでご注意ください。

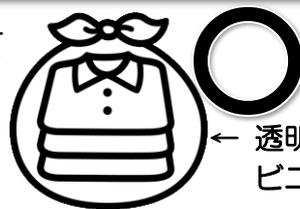
●「市指定燃やすごみ用袋（黄色）」へ古布が入っていても、今までどおり回収します。

裏面
へ

古布の出し方

【1】洗濯済みの古布をビニール袋（透明または半透明）へ入れる

- ビニール袋の指定はありません。ご家庭で余っているレジ袋等も使用できます。
- 次の方法では出すことができません。
 - ・中身が確認できない（色が濃い）ビニール袋
 - ・紙袋やダンボール箱
 - ・ヒモで十字に縛る



← 透明または半透明のビニール袋

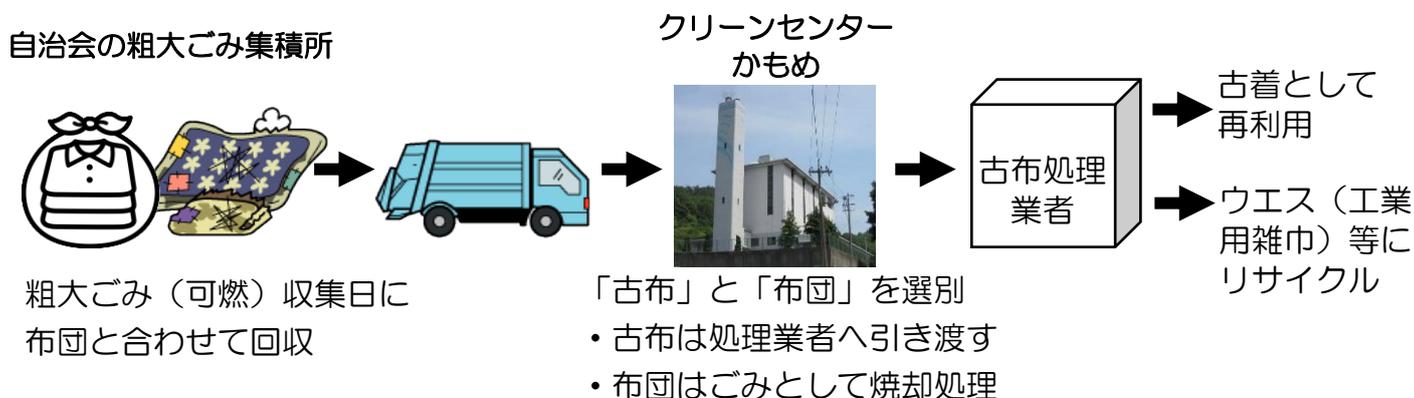


- 通常の洗濯をした状態を出してください。「このまま自宅のタンス等で保管できる状態」を目安としてください。（クリーニング等の必要はありません）
 - ・通常の洗濯で落ちないシミ汚れは、そのままかまいません。（ペンキ付着は不可）
- 状態のよいものは古着として再利用しますので、ボタンやファスナーは取り除かず、そのままの状態を出してください。（破損した部分を直す必要はありません）

【2】「粗大ごみ（可燃）」の収集日に集積所へ出す

- “雨天等で濡れた” または “収集中に汚れた” 古布は、再利用やリサイクルできません。必ずビニール袋（透明または半透明）へ入れ、袋の口をしぼって出してください。
- 集積所へ出していただいた古布は、布団と同一の収集車で回収します。集積所では、布団と古布がなるべく同じ場所へまとまるよう、ご配慮ください。

皆さんが出した古布は、このような工程で“再利用” “リサイクル” されます。



【お問い合わせ先】

瀬戸内市役所 生活環境課（市役所本庁 1 階） ☎ 0869-22-1899